

4月1日から児童手当制度が拡充されます

支給対象年齢が拡大されます

これまでの小学3年生（9歳到達後最初の年度末）までから、小学6年生（12歳到達後最初の年度末）までに拡大されます。また所得制限が引き上げられます。

認定請求の手続きについて

新たに児童手当を受ける保護者の皆さまは、市役所（公務員の人は勤務先）で認定請求の手続きが必要となります。なお改正に伴う新規請求は、本年9月30日までに受け付けたものに限り、特例的に4月1日（または支給要件に該当した日）にさかのぼって支給されます。

小学4年生（平成8年4月2日生まれ～9年4月1日生まれ）の児童がいる保護者の皆さま
⇒手続きは必要ありません。

小学5年生または6年生（平成6年4月2日生まれ～8年4月1日生まれ）の児童がいる保護者の皆さま
⇒これまで児童手当を受給していない人は認定請求が、受給していた人は額改定請求の手続きが必要です。

これまで所得制限により児童手当を受給していない保護者の皆さま
⇒所得制限の引き上げにより、新たに児童手当を受給できる場合があります。該当する人は認定請求の手続きが必要です。

平成18年度の所得制限限度額表

扶養親族などの数	自営業者 （国民年金加入者）	サラリーマン （厚生年金等加入者）
0人	460万円	532万円
1人	498万円	570万円
2人	536万円	608万円
3人	574万円	646万円
4人	612万円	684万円
5人	650万円	722万円

注）老人控除対象配偶者または老人扶養親族がある場合は、1人につき6万円を加算します。

認定請求書に必要な添付書類

- ・健康保険被保険者証などの写し（申請者が厚生年金等加入者の場合）
- ・平成17年度児童手当用所得証明書（平成17年1月1日現在の所在地の市町村役場から証明を受けて提出してください。郵便での請求もできます）

※このほか必要に応じて提出する書類があります。詳しくは下記（公務員の人は勤務先）にお問い合わせください。

問合せ先

本庁福祉課 ☎32－1111

各支所健康福祉課

三角支所 ☎53－1111 不知火支所 ☎33－1111

小川支所 ☎43－1111 豊野支所 ☎45－2111

予防接種の費用を助成します

4月1日から、風しんおよび麻しん予防接種は混合ワクチン（MR）による接種となり対象年齢や回数が変更されました。これにより県内で風しんワクチンの需要が増大。受ける予定だった人が受けることができない状況となっています。このため市では下記の人を対象に予防接種の費用を助成します。お子さまを病気から守るため、受けていない人はこの機会をご利用ください。

【助成対象者】

○麻しんは受けたが風しん予防接種を受けていない、風しんにかかっていない人で、平成10年10月2日～平成17年3月31日生まれの人

○風しんは受けたが麻しん予防接種を受けていない、麻しんにかかっていない人で、接種日において満1歳～2歳未満（平成16年4月3日～17年3月31日生まれ）の人

【助成内容】

風しんおよび麻しん予防接種の単抗原ワクチンによる予防接種に対し、接種料金の全額を助成します。市内外の医療機関で個人ごとの接種となります。（注：予防接種法に基づくものではなく任意予防接種になります）

【助成受付】

平成18年5月31日まで

【助成期間】

平成18年4月1日～9月30日（ただし9月30日までに接種を受けた人で、接種後1カ月以内に料金助成申請書、請求書を提出された場合とします）

【受付・申請方法】

お住まいの支所・保健センターで受け付けをし、受ける前に料金助成の手続きをしてください。

《料金助成の手続きに必要なもの》

・母子手帳

※以前お届けした予診表をお持ちの人は使用できますので、手続きの際にご持参ください。

《終了したら》

・接種終了後、料金助成申請書、請求書をお住まいの支所・保健センターにお届けください。4月1日以降すでに個人的に病院で接種を受けておられる人は、料金助成を行いますので、ご連絡ください。

問合せ先

本庁健康づくり推進課 ☎32－1111

松橋保健福祉センター ☎32－7100

小川支所健康福祉課 ☎43－1111

三角保健センター ☎52－2311

不知火支所健康福祉課 ☎33－1111

豊野支所健康福祉課 ☎45－2111

市民しポーターの目

「声の広報、お届けします」

古賀結美子

視覚障害や寝たきりの方々のために毎月「広報うき」をテープに録音している「松橋音声訳ボランティア団体」を訪ねました。
この活動は、十数年前ある視覚障害の方が「県内外の広い範囲のことはテレビやラジオで分かるけれど、もっと身近な情報を知りたい」と言われたことがきっかけで「広報まつばせ」の朗読が始められたのです。

現在10人の会員が担当を決めて1日号（30ページ程度）はその月の10日までに、15日号（お知らせ版・10ページ程度）は22日までに仕上げて「宇城市社会福祉協議会松橋支所」に預けます。社協ではそれをダビングして、民生委員を通して利用者にお届けしています。「広報うき」前半分がテープのA面45分。後半分をB面45分で録音して、一冊の広報が90分に収められていました。15日発行の「お知らせ版」は少ないので「社協だより」や「県からのたより」「松橋の昔話」などを入れたりしているそうです。

4月号の録音の様子を見せてもらいました。まず、マイクの前で、呼吸を整え「松橋音声訳ボランティアの〇〇です」と名乗って、表紙写真の様子を伝えるところから始まりました。ページをめくる音や、周りの雑音が入らないよう細心の注意が必要です。取材日は社協の一室での録音でしたが、いつもは自宅録音だということでした。電話



広報うき4月号を録音する音声訳ボランティアの人々

や玄関のベルなど、生活音がすると最初からやり直しになるので真夜中に録音しているという人もいました。
体調によって感情や気持ちが声に反映したり、時間内に収まるかどうかとも考慮しなければならなかったりで大変根気のいる作業だと思いました。現在テープの利用者は6人とのこと。この活動をする人、それを利用している人、双方があまり知られていないように感じました。
宇城市の動きや身近な情報を必要としている人は多いと思います。実際、利用している方々からは大変喜ばれていると聞きました。ボランティアの方々が真剣に取り組んでおられるのを目の当たりにして、もっと利用が増えたらいいなと思いました。

音声訳ボランティアは三角町・小川町・豊野町でも行われています。お問い合わせは宇城市社会福祉協議会（☎32－11316）へ。